

精米表示に係る食品表示基準の 一部改正案について



令和2年11月18日

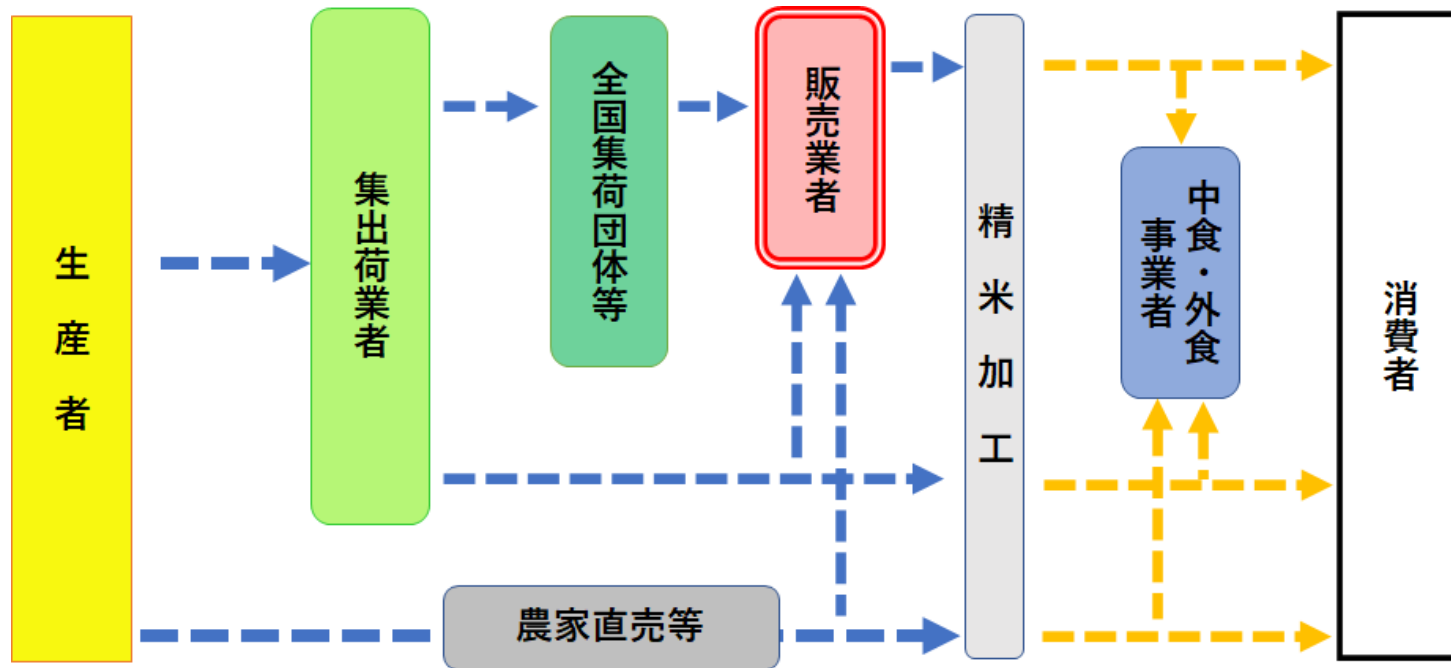
全国米穀販売事業共済協同組合 (全米販)

全国米穀販売事業共済協同組合（略称:全米販）

全国米穀販売事業共済協同組合（略称：全米販）は、全国の産地から集出荷された玄米を精米に加工して、量販店等で消費者に販売するほか、中食・外食事業者等に提供している米販売業者144社で構成する全国組織。

私たちの組合員は、農産物検査を受けた玄米を原料として、加工・販売する精米に、検査証明に基づき産地、品種、産年（以下、「三点セット」）の表示をして消費者に提供している。

農協等の集出荷業者を経由しない出荷が増加するなど米流通が多様化するなかでも、全米販組合員をはじめとする販売業者が、消費者等に販売している数量割合は現在も8割を超えている。なお、米流通全体のなかで、中食・外食事業者向け等、未検査米も一定割合利用されている。



注1：農家消費等（無償譲渡含む）を除く流通

注2：➡は玄米、➡は精米での流通

未検査米が検査米と同じ三点セット表示で販売できるようになると、

- ・消費者がこれまでと同じように三点セット表示された精米を購入した場合に、米の表示や品質への信頼が損なわれ、購入意欲を減退させる可能性があること
- ・精米に対する表示責任を負い、問題が発生した場合には、社会的に厳しい指摘を受けた事例もある販売業者が、未検査米が増えることによって、表示に係るリスクや負担が高まることになりかねないこと

を懸念しており、今回の食品表示基準の改正に当たって、関係行政機関に次に掲げる3つの課題に適切に対処いただきたいと考えている。

- 課題 1** 三点セット表示の根拠資料が販売業者まで確実に伝達されること
- 課題 2** 品質のわからない未検査米にも三点セット表示できるようになること
- 課題 3** 新基準が来年7月に適用されること

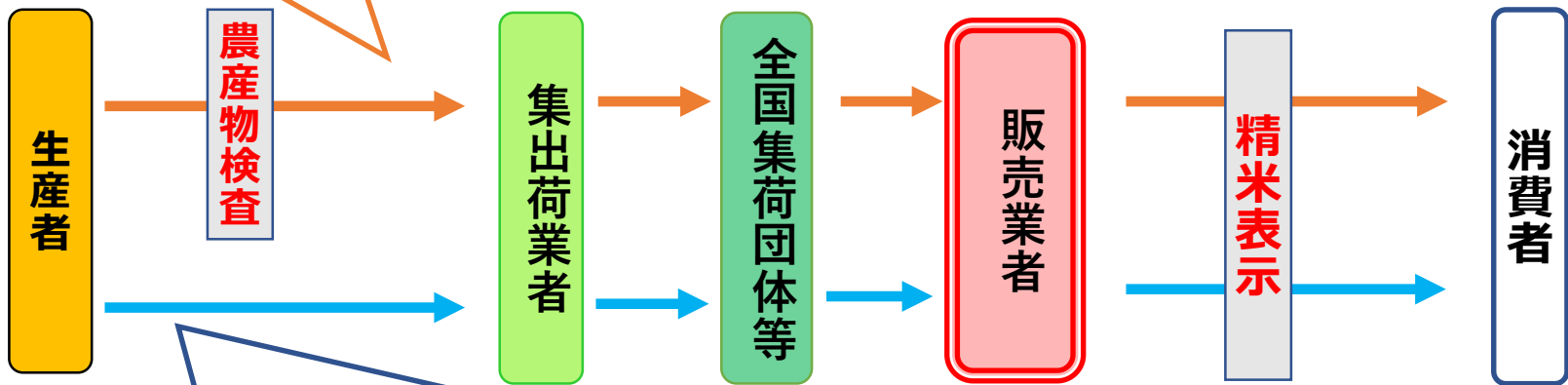
課題 1 三点セット表示の根拠資料が販売業者まで 確実に伝達されること

※検査証明書（例）

検査証明書			
年産 令和元年産	種類 水稲うるち玄米	荷造り、包装及び左記事項を証明する。	
銘柄 新潟県産 コシヒカリ		〇〇登録検査機関	
正味重量規格 何kg	1 等 (品位)	検査年月日 及び 検査員認印	
皆掛重量 何kg			

検査米

登録検査機関が表示根拠情報を証明した検査証明書※が原料玄米を包装する米袋等に添付されて流通することによって、販売業者まで表示根拠情報が伝達される。



未検査米

原料玄米の現物とセットで「米トレサ法に基づく取引等の記録」に加え、これまでの流通で一般的に伝達されてこなかった生産者ごとの「種子購入記録」、「栽培記録」等の根拠資料が、販売業者まで確実に伝達されなければ、三点セット表示できない。

課題2 品質のわからない未検査米にも三点セット表示できるようになること



検査米

現在、三点セット表示されている検査米は、農産物検査規格を基準とした収穫後の選別・調製等により、検査数量の95%以上が1等又は2等に格付けされたものとなっている。

(選別・除去されたそれ以外の米は主食用以外の用途(米粉、米麴、飼料、工業用糊等)に利用されている。)

米の検査規格

項目 等級	最低限度		最高限度					
	整粒 (%)	形質 (未熟粒)	水分 (%) ※	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物				
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒 (%)	異物 (%)
1等	70	1等標準品	15.0	15	7	0.1	0.4	0.2
2等	60	2等標準品	15.0	20	10	0.3	0.8	0.4
3等	45	3等標準品	15.0	30	20	0.7	1.7	0.6

規格外-1等から3等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であって、異種穀粒及び異物を50%以上混入していないもの

※1 水分：醸造用玄米を除く玄米の水分の最高限度は、各等級とも、当分の間、本表の数値に1.0%を加算したものとする。

※2 異物：玄米には、異物として土砂(これに類するものとして政策統括官が定めるものを含む。)が混入してはならない。

検査米の等級別比率

(単位：%)

年産 \ 等級	1等	2等	3等 規格外
令和元年産	73.0	22.3	4.7
平成30年産	80.3	15.7	4.0
平成29年産	82.3	14.2	3.5

- (注) 1. 水稻うるち玄米の検査結果である。
2. 令和元年産は2年3月末現在、平成30、29年産は最終の値である。

未検査米

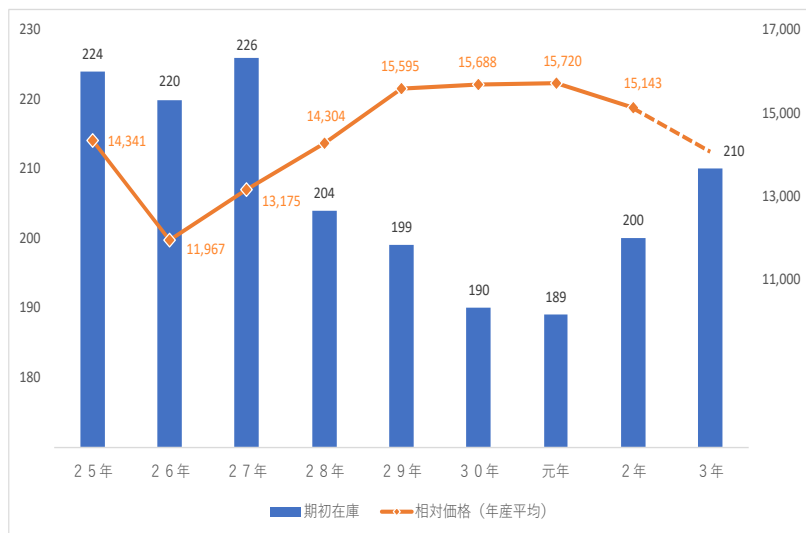
農産物検査による品質確認を受けないまま、検査米と同じ三点セット表示できるようになる。

(注) 無選別・無調製の未検査米を原料として検査米を使用した場合と同等の品質の精米に加工するには、それぞれの品質に応じた調製・加工が必要となり、より多くのコストがかかる。

課題3 新基準が来年7月から適用されること

今年、コロナ禍等から米の需給が緩和し、来年7月以降も大量の前年産米等が長期にわたり流通する見込み。需給改善のために令和3年産米は過去最大規模の減産が必要とされ、その達成度合いによって、産地、品種、産年間の更なる価格競争も懸念される。そうしたなかで、来年7月から、新たに未検査米に三点セットの表示を認めることは、流通の混乱につながるおそれがある。

各年産の相対取引価格と期初（6月末）在庫量の推移



近年の主食用米の生産量の推移(単位:万トン)
29年産 30年産 元年産 2年産 3年産(見通し)
731 ⇒ 733 ⇒ 726 ⇒ 723 ⇒ 693
+ 2 ▲ 7 ▲ 3 ▲ 30

注：相対価格は当該年産の通年平均価格（元年産は令和2年8月、2年産は令和2年9月まで）

また、今年3月末、精米表示への上・中・下旬表示の導入と併せて、米袋の一括表示欄の「精米年月日」を「精米時期」に改めなくてはならなくなった際には新たな表示への切替えの猶予期間が令和4年3月まで2年認められたことも考慮されるべき。

1. 表示根拠資料が、現物とセットで、生産者から販売業者まですべての流通段階で確実に伝達され、同一期間、保存されること
2. 未検査米に三点セット表示する場合には、検査米と同等の品質確認を行うよう指導すること
3. 新基準の適用を来年7月1日から延期すること
4. 生産者から消費者まで米流通にかかわるすべての関係者が、農産物検査と新たな食品表示基準について正しく理解できるように周知徹底を図るとともに、未検査米を重点的に監視・指導し、厳正に罰則を適用すること